

# 今後のわが国税制のあり方について -活力ある社会を実現する税制を目指して-

2000年7月7日 社団法人 経済同友会

# I. 活力ある社会を目指して ―税制改革を検討する上での基本認識―

現在わが国は、大規模な構造調整下にあり、明治維新、終戦に続く第三の変革期にあるといわれる。世界規模での市場競争の激化、情報技術(I T:Information Technology)革命の進行、地球規模の環境問題の深刻化、さらには少子・高齢化など、わが国を取り巻く数々の変化のスピードは非常に速く、これらは経済や生活全般に対して大きな影響を与えている。

財政出動を中心とする景気対策が不可避であったものの、中央政府と地 方政府を合わせた累積債務残高は、2000年度末で645兆円、対GDP比で129.3%に達すると見込まれ、本年度当初予算ベースの財政赤字は、対GDP比で9.4%にまで達するなど、わが国財政は、先進諸国の中で最悪の状態にある。加えて、わが国財政は高齢化による社会保障関係費をはじめとして、今後さらにその構造を悪化させる要因を数多く抱えている。

本格的経済再生をにらみ、このわが国財政を今後どのように構造的に改革していくか、その道筋が喫緊の課題として、真剣に論議されなければならない。累積債務が拡大する傾向の中で、まずはプライマリー・バランス(国債費以外の歳出と税収のバランス)を回復する方策を明確にできなければ、わが国財政の破綻は免れない。

財政再建のシナリオとしては、①歳出削減、②税収拡大、③歳出削減と税収拡大の併用があるが、現実的方策としては③を選択することとなる。ただし、景気回復による税収拡大だけでは財政再建を達成することはできず、そのため、この選択肢をとるにあたっては、まずは公的部門の歳出削減に向けた抜本的な構造改革が大前提であり、必要不可欠である。その上での税収拡大が検討されるのでなければ、到底、国民の理解と納得は得られない。

一方、社会に蔓延する閉塞感を打破し、いかに「活力ある社会」を実現していくかが目下最大の重要課題である。税制が「活力ある社会」の実現に

貢献していくことが大切であり、そのために今後の税制改革においては、まずは現行制度の歪みを是正して、市場主義の下で民間の自律的な経済活動を活性化し、かつ国際的整合性も兼ね備えた税制の構築を目指していく必要がある。言うまでもなく、財政再建のための税収拡大もこの税制改革の中で考えられなければならない。

税制改革を検討する上での基本認識は以上の通りである。 今回、税制提言を行うにあたっては、経済同友会がこれまで提言してきた 税制改革についての実現状況(付表 - 1参照)も踏まえ、さらに本提言の視 点を明確にするため、下記の4点を「活力ある社会」を実現していく上での 柱として掲げ、税制改革の基本的な方向を打ち出すこととした。

- (1)経済活動の活性化 「規制改革等による民間活力の導入」
- (2)公平な社会 「機会の平等」
- (3)国際的整合性 -「グローバル経済への対応」
- (4)小さな政府 「行財政改革と地方分権の推進」

# Ⅱ. 税制改革の基本的な方向

「活力ある社会」を実現していくためには、これまで長きにわたりつぎはぎで凌いできた現行の税制を、以下の基本的な方向に沿って改革することにより、国民全体が受益に応じて広く薄く負担する税制とする。

1. 経済活動の活性化を阻害しない税制 — 「規制改革等による民間活力 の導入」—

活力ある個人や企業が、経済を先導する社会を構築するために規制改革を推し進める必要がある。このとき税制は、経済活動の活性化を阻害するものであってはならない。

## (1)過重な税負担の排除(所得再分配機能の緩和)

個人・法人の税負担は、累次の税制改正により軽減されてきているが、 活力ある個人や企業に対していまだ重い負担となっている面がある。経済 活動をさらに活性化させるため、部分的に過重となっている税負担の軽減 を図り、所得再分配機能を緩和することにより、努力が報われる税制とす る。

## (2) 簡素な税制の確保

各種控除、租税特別措置、課税標準などを見直し、税制を簡素化するこ

とにより、国民にわかりやすいものとし、税負担への予見性を高める。

## (3)中立な税制の確保

国民の自律的な選択を歪めず、経済活動の活性化を促進する税制とする。

# (4)新しい時代における事業活動への支援

税制の中立性を原則としつつも、経済活性化や構造改革などのために必要な税制は、結果として特定分野などへの支援とはなるが、政策として限定的に容認する。

# 2. 公平な社会を実現する税制 ―「機会の平等」―

市場主義を基本とする経済社会では、①機会は平等に与えられ、②結果をフェアに取り扱い、③受益に応じた負担をする、という意味での「公平」を維持していくことが重要となる。そこで、公平な社会の実現のため、一方でセーフティネットの確立を図りつつ、「結果の平等」から「機会の平等」を、言い換えれば「応能性」を重視した税制から「応益性」をより重視した税制を目指す。

## (1)応益性の重視

わが国の税制は、所得に応じた負担を求める応能性の色彩が強く、その 反映として課税最低限は国際比較の上でも高く、また7割近くある赤字法 人が行政サービスへの十分な対価を払っていない。これを、受益に見合っ た負担をしていく応益性を強めて、行政サービスに対して公平にそのコスト を負担する仕組みとする。

# (2)納税者間のバランスの適正化

経済主体の態様(個人・法人など)により、収入に対する税負担のバランスを著しく欠いている面があるため、これを是正する。

## (3)所得偏重の是正

わが国の税体系は長らく所得課税中心であり、その結果として活力ある個人や黒字企業に大きな負担を求めてきた。これを改め、国民全体がより広く薄く負担する仕組みである消費課税のウェイトを高め、所得や世代を問わず公平に税を負担する制度とする。

# (4)世代間の公平の確保

少子・高齢化の進展の中で世代間の公平を確保するため、高齢者も受益

に応じた負担をする税制とする。

## (5)納税環境の整備

課税の公平性を確保するために、所得捕捉体制の強化、滞納・脱税に対する罰則の強化など、税務執行面での環境整備を行う。また、今後の社会・経済の変化に迅速かつ柔軟に対応できる税制とする。

# 3. 国際的整合性を持った税制 ―「グローバル経済への対応」―

グローバル化した経済においては、諸外国との競争条件のイコールフッティングの観点から、税制の国際的な整合性の確保が極めて重要である。このため、国際水準から乖離する税制については、円の国際化も視野に入れ、その改革が求められる。

# (1)わが国企業の国際活動の円滑化

海外進出、対外投資など、わが国企業の国境を越えた経済活動を阻害しない税制とする。

## (2)わが国を魅力ある市場とする税制

国際的なイコールフッティングを確保するとともに、簡素な体系にすることにより、事業地の選択、投資の判断にあたり、国内外の企業にとってわが国が魅力ある市場となる税制とする。あわせて、わが国金融・資本市場と円の国際化にも資する税制とする。

#### (3)国際基準の確立

電子商取引は世界的に今後ますます広がり、また、環境問題は世界共通の課題である。このような国際的に共通のテーマについては、諸外国と協調して検討し、税制の国際基準を確立していくことが望まれる。

# 4. 小さな政府を目指して ― 「行財政改革と地方分権の推進」―

「活力ある社会」の実現のために、行政改革と規制改革の徹底そして民間活力の最大活用により、小さな政府を目指す必要がある。効率的な小さな政府の実現のためには、中央政府と地方自治体の再編、無駄な歳出の徹底した削減および地域住民の負託に応えられることを前提に地方分権が推進されなければならない。 今後の税制を考える上では、小さな政府を実現するための税制論議が不可欠である。

なお、地方分権の推進に対応して、地方自治体財源の中で重要な役割を果たしている現行地方交付税制度の抜本的見直しを行い、中央から地方への税財源委譲をどのように実現していくかについての検討が必要であ

る。

# (1)政治・行政への関心を高める税制

深刻な財政状態に国民の関心が今一つ喚起されない原因として、いわゆる「財政錯覚」の存在と国民の納税者意識が希薄であることが指摘される。 国民全体による受益に応じた納税の確立、源泉課税から申告納税への移行などにより、納税者意識を喚起し、税の実際の使途について関心を高める税制とする。

# (2) 今後の社会を支える税制

小さな政府の下でも、一定の行政サービスを支える税収の確保は必要である。このため、所得に過度の負担を求めることなく、必要な行政コストを広く薄く負担し、安定的に社会を支えていくことができる税制とする。 また、個人や企業が自発的な社会貢献を行いやすい税制とする。

## (3)地方自治と自主財源の確保

地域住民の負託に応えられることを前提に、地方交付税の見直しを含め、自律と自己責任原則の下に中央から地方自治体への権限と税財源の 委譲を行う。

また、受益と負担の関係が、地域住民にとってより一層明確になる地方自治体の自主財源の確保を図る。

#### Ⅲ. 個別税制

# 1. 個人所得課税

# ○課税最低限の引き下げ、各種控除の見直し

現行の個人所得課税においては、様々な政策目的によって積み上げられた各種控除が、制度を複雑化すると同時に、国際比較の上でも課税最低限を高い水準(夫婦子2人の給与所得者の場合:368.4万円)にしている。その結果、行政サービスに対する受益と負担のバランスが、国民各層において確保されていない。

言うまでもなく国民は行政サービスを広く受益しており、そのコストは、広く 国民全体で負担していくことが求められる。そのため、納税者の範囲を広 げ、また納税者間のバランスを見直す観点から、各種控除の見直しを行 い、課税最低限を引き下げる。

なお、各種控除の具体的な見直しに際しては、少子・高齢化への対応など今日的な必要性の観点からの検討が、あわせて必要である。

# ○所得税率のフラット化、住民税率の一律化

現行の所得税率は、累次の税制改正により最高税率の引き下げ、税率 構造の簡素化が行われた結果、10%から37%までの4段階となっている。 個人の勤労意欲・事業意欲湧出によって経済活動の活性化を促進し、また 納税者間のバランスを見直すとの観点から、さらに最高税率を引き下げる とともに、一層の税率フラット化を行う。

個人住民税については、地域の行政サービスの対価という地方税の応益性を重視し、住民が公平に行政コストを負担するとの観点から、3段階となっている個人住民税率を(5%から13%まで。道府県民税と市町村民税の合計)を、所得にかかわらず一律の税率とする。

○給与所得と事業所得の取り扱い、個人所得課税と法人所得課税の取り 扱いに係る差異の是正

所得税においては、給与所得か事業所得かの違いにより、経費の取り扱いに大きな差異が存在する。すなわち、給与所得では、収入に応じて定められた金額がみなし経費として給与所得控除となるのに対し、事業所得では、事業に係る経費を所得計算上損金算入できる制度となっている。なお、給与所得控除を上回る一部の経費については、特定支出控除が認められているが、使い勝手が悪い制度となっていることから利用者はわずかな数に限られている。

そこで、給与所得控除の適正化を行い、あわせて特定支出控除を使いや すい現実的な制度とすることにより、給与所得と事業所得における経費取 り扱いの差異を是正する。

また、個人所得課税(所得税と住民税の合計)の最高税率(50%)と法人課税の実効税率(約40%)の差に基づく税負担軽減や事業主の所得を事業所得から給与所得へ転換することによる給与所得控除等の確保を目的として、法人格取得のため「法人成り」が行われているとの指摘がある。

このような状況は、同規模の収入に対して税の取り扱いが経済主体の態様によって異なるために生じている。これを、税負担の公平性を確保し、また経済主体の態様に対する税の中立性を確保するとの観点から見直す。

## 〇年金税制の適正化

現行の公的年金に係る税制は、拠出段階・運用段階において非課税であり、また、給付段階においても手厚い公的年金等控除があるため、全体として非課税に近い状態にある。現在の年金制度が、実質的に世代間扶養すなわち現役世代の負担の下に維持されていること、また、すべての高齢者が必ずしも経済的弱者ではないとの現実を踏まえれば、何らかの見直しが必要である。

特に公的年金制度が、今後のわが国財政に深刻な影響を与えると見込

まれる中ではなおさら見直しが必要である。ますます進行する高齢社会に 備え、世代間の公平を確保し、財政問題へ対応していくため、公的年金に 係る税制の適正化を行う。

一方、これからの社会を考えると、公的年金を基礎としつつも、老後に備える自助努力がますます重要になる。この国民の自助努力を支援するため、導入に向けて準備進行中の確定拠出年金に係る税制については、従業員および事業主の拠出限度額(=非課税枠)の拡大を行う。加えて、その他の私的年金に係る税制についても整合性を持って整理・見直しを行う必要がある。

# ○総合課税の範囲の拡大、納税者番号制度の導入

現在、利子、配当所得の一部、株式譲渡益(選択制)などについては、源泉分離課税が認められている。分離課税は所得を分別して異なる税の取り扱いを行うため、その他の所得に対する課税に比べ均衡がとれているか、また、所得稼得方法の選択に対する中立性が確保されているかの確認が必要である。

また、所得の発生態様により、総合課税と分離課税の2つの課税方式が存在することは、税の簡素化の観点からも問題なしとしないため、現行の分離課税を縮減し、総合課税の範囲の拡大を行う。

ただし、その前提として、納税者番号制度の導入が必要である。この制度の導入は、各種所得に対する捕捉向上に資するものであり、公平な課税を担保することとなる。さらに、その導入によって個人所得課税における納税環境の整備が進み、国民の税に対する信頼を高めることにもつながると期待される。

## ○源泉課税から申告納税への移行

現在、給与所得、利子所得などについては、源泉課税が行われており、 多くの国民に対してはこの源泉課税のみで実質的に所得課税が済んでいる状況にある。この制度は、納税事務を勤務先および金融機関などが代替して行うため、納税者および徴税側にとっては極めて簡便なものとなっている。

しかしながら、逆に自ら納税事務を行わないことから、納税者の納税意識は非常に希薄となっている。税を納めていることを強く実感すれば、必然的にその使途についての関心も一層高まり、政治・行政に対する参画意識が高まるはずである。

納税者の政治・行政への意識を高めるとの観点から、現在の源泉課税の あり方を見直し、申告納税への移行を検討することが必要である。

なお、申告納税は、国民の納税事務負担を増加させ、また、徴税コストや 捕捉の問題なども生じさせる。従って、その前提として、税制の簡素化およ び電子申告の推進など、納税手続きの面での簡素化の手当てを前広に行っていくことが不可欠である。

移行に際しては、解決されなければならない問題が多々あるが、その第 一歩として、確定申告が必要な給与収入金額の引き下げ、源泉徴収義務 者を通じて行う年末調整の見直し、そして特定支出控除を現実的な制度に することなどにより、確定申告の対象範囲を拡大していくことが考えられる。

# 2. 法人課税

# ○課税ベースの適正化

法人課税については、平成11年度税制改正で先進諸国並みの実効税率が実現した。一方、課税ベースについては、租税特別措置などによりいまだ複雑な内容となっている。経済・産業構造が変化する中で、業種や企業規模にかかわらず同じ税の条件で競争できる環境を整備することで、国籍を問わず企業がわが国での経済活動を活発化することが期待される。さらに、異業種からの様々な分野への参入が増えていることに鑑みれば、参入に対して税制が中立であることが求められる。

また、簡素化も必要である。一例を挙げれば、現行の減価償却制度は、 資産の区分をはじめとしてあまりにも詳細に規定されており、さらに時々の 政策目的により特別償却が加えられるため、非常に複雑なものになってい る。

従って、公平・中立・簡素、さらには国際的整合性の観点から、課税ベースの適正化が進められなければならない。

なお、租税特別措置の中には、元来の政策目的に沿って一定の効果を 維持している制度も存在する。よって、適正化にあたっては一律の取り扱い とするのでなく、単なる既得権は廃する一方で、必要なものは恒久措置とし て法人税法本法に移すなど、改めて今日的な必要性の観点から整理する ことが重要である。特に、特定産業を経済的に支援することとなる租税特 別措置を継続する場合には、その意義を納税者にわかりやすく説明すべき である。

# ○連結納税制度の早期導入、企業の経営再構築に係る税制の整備

経済環境の変化に対応して、各企業では今後の経営形態のあり方を喫緊の課題として検討している。その中で会社分割・分社化の傾向は強まるものと見込まれる。この状況から、企業の経営形態に対する税の中立性を確保し、その多様化への障害を排除することにより企業活動を活性化するため、連結納税制度は早急に導入されなければならない。先進諸国はいずれも導入済みであり、わが国企業が競争力を持ってグローバルな事業活動を続けていくため、すなわち国際的整合性の観点からもその導入が強

# く要請される。

また、企業の経営再構築(会社分割・合併)においては、資産の譲渡益課税、登録免許税などの課税上の問題もある。特定の企業に対しては産業活力再生特別措置法により認められているものもあるが、早期に、特例ではなく一般的に適用される制度としていくことが必要である。

# 〇法人事業税への外形標準課税導入

経済同友会は、応益性および税収の安定性の観点から、これまで法人事業税への外形標準課税導入が望ましいとの意見を表明してきている。外形標準課税の導入によって、各企業が受益に応じて行政サービスのコストを負担するようになるとともに、所得基準による課税を相対的に縮小させることで、経済活性化につながることも期待される。また、地方自治体にとっては景気に左右されない安定的な収入を確保することが可能となる。法人事業税への外形標準課税導入については、今後も検討を進めていく必要があると考えられる。

ただし、こうした検討の際には、その前提として地方行政の徹底した合理 化、応益性などの観点からの既存の地方税目の整理・統合を行うことが不 可欠である。また、外形標準課税については、課税基準、適用除外・緩和 措置などの設定如何によっては、広く薄くという税の理念が確保されないと の指摘もなされている。従って、その導入にあたっては、課税基準、適用除 外・緩和措置、導入時期などについて、各業界・業態が受ける影響と、公 平・中立・簡素の観点から慎重に検討する必要がある。

# 3. 消費課税

## 〇 消費税率の引き上げ

少子・高齢化が進行する中で、わが国の社会保障関係費の増加は不可避と考えられる。また、国、地方の徹底的な歳出削減を前提としても、景気回復による税収拡大だけでは巨額の公的債務の削減が難しい現状を踏まえれば、残念ながら何らかの税収拡大の方向を探らざるを得ない状況にあると考えられる。

一方で、活力ある社会を実現していくためには、既に述べてきたように所得に対して過重に税負担を求めることは望ましくない。この状況において採り得る選択肢は限られており、より多い所得稼得を目指す経済活動を抑制することが少ない税目として、消費税のウェイトを高めていかざるを得ない。先進諸国では軒並み2桁の税率となっており、わが国でも消費税率(現行5%。消費税および地方消費税の合計)の引き上げを検討していく必要がある。

消費税は、広く薄く税負担を求めることに適した税であることから、税率の

引き上げにより、これまで所得に偏重していた課税ベースが是正され、また、世代を問わず税負担を求めることになるため、世代間の公平も図られる。さらに、景気状況に大きく左右されず、安定的に税収を確保していくことも期待できる。 また、消費税は日々税金を負担していることを実感し得る税であることから、その負担の増加は、自ずと国民の納税者意識を高めていくと考えられる。

# 〇 消費課税に係る制度の適正化

消費税率引き上げの論議を行うにあたっては、この税が国民の生活に密着した税であることから、あらかじめまたはその論議と並行して現行消費税制の構造的な欠陥を下記の方策により是正し、国民の十分な理解を求めていく必要がある。

第一に、消費税の税額計算につき、現状の帳簿方式からインボイス(税額票)方式へ移行する。これにより税額が正確に計算され、また事業者間取引の相互チェック機能が有効に作用する。また、後述の複数税率を導入する場合にも、インボイス方式により、税額計算の事務を円滑に進めることができる。

第二に、免税点を見直す。現在、課税売上高 3,000 万円以下の事業者には、納税義務を免除する事業者免税点制度が設けられているが、この 3,000 万円の免税点は、諸外国との比較でも著しく高い水準にある。このため事業者の約6割が免税事業者になっているといわれ、課税の公平を損なうとともに、益税の原因にもなっている。税の公平性の観点から、免税点を早急に見直す。

第三に、簡易課税制度を見直す。現在、課税売上高2億円以下の事業者に対しては、簡易課税制度の適用が認められており、みなし仕入率を用いて売上高から納税額を計算できる仕組みとなっている。しかしながら、みなし仕入率と実際の仕入率には差異があることから、この制度の適用が益税を生む原因になっている。この点はインボイス方式の導入により解消されるものであるが、この方式の導入前であっても、益税の発生を極力抑え、納税者の納得を得るため、簡易課税制度を早急に見直す。

第四に、税率引き上げに際しては、消費税の逆進性の緩和措置を設ける。このため、例えば消費税に複数税率を導入し、生活必需品などには軽減税率を適用することも考えられる。

第五に、重畳的課税を見直す。現行の消費課税では、物品・サービスによっては既に別途間接税が課せられており、それに対して消費税が重畳的に課せられるという問題(いわゆるタックス・オン・タックス)が生じている。過重な税負担の排除、税制の簡素化の観点から、消費税率の引き上げに際しては各種の間接税を見直し、消費課税は極力消費税に一本化する。

# 〇地方消費税の拡充

現行消費税(5%)のうち1%分が地方消費税として、一定の基準の下に 各都道府県の間で配分されている。前述の通り、消費税は景気に左右され にくい安定的な財源であるため、地方自主財源の確保の観点から、地方消 費税の一層の充実が必要と考えられる。

なお、その検討にあたっては、法人事業税の外形標準課税導入の議論との整合性を踏まえる必要がある。

## 4. 資産課税・金融税制

# ○相続税制の適正化

相続税、贈与税は、諸外国との整合性、能力ある個人や企業家の活力維持および事業承継への配慮の観点から、課税ベースの適正化とともに、最高税率 70%からの引き下げを検討する。また、円滑な事業承継の観点から、取引相場のない株式については、より適正な価格を算出できる評価方式を検討する必要がある。

## ○固定資産税制の適正化

固定資産税については、特に法人に対する過重な税負担の排除と、諸規定の抜本的な簡素化が求められる。後者について一例を挙げれば、負担調整制度などにより複雑化した現行の税制を、時価に見合った課税評価額に税率を乗じて税額を算出するといった簡素な形に変えるといった措置が必要である。

また、都市計画税は本来、都市計画事業、土地区画整理事業のための 目的税であるが、この課税目的が現在必ずしもそのまま生きてはいないと の指摘がある。従って、都市計画税を固定資産税に一本化して簡素化する ことも検討する。

さらに、特別土地保有税は、オイルショック時に投機的な土地取得の抑制を目的として創設された税であるが、既に存在理由に乏しいため、即時撤廃する。

固定資産税が、行政サービスのコスト負担という応益的な性質を有していることを踏まえ、地方分権・地方自治の面から地方自治体(この場合は市町村)に税率設定の一定の裁量を付与し、税収の調整を自律的に行うようにしていくことも考えられる。ただし、この場合には、法人は参政権を持たないため、個人の課税との公平を保つための方策が必要であるとの指摘も考慮して、これを負担する法人に対して意見開陳の場を制度上設けるなどの十分な配意が必要である。

## ○金融税制の適正化

直接金融によるリスクマネー供給が課題となる中で、株式市場の魅力をより高めていくことが重要である。特に、わが国においては、個人株主の育成も急務であり、個人の投資意欲を阻害する税制は早急に是正する必要がある。その中で配当二重課税については、配当税額控除率を引き上げるとの方法もあるが、本来的な解決のためインピュテーション方式を導入する。

# 〇非居住者等に対する国債利子課税の見直し

非居住者・外国法人が支払いを受ける一括登録国債の利子については、 現在、一定の要件の下に、所得税が非課税(源泉徴収免除)となっている。 しかしながら、この非課税制度の適用を受けるためには、振替決済制度に 参加している金融機関等を通じて本人確認書類等の提出が求められるな ど、実態としては制度がうまく機能していないとの指摘がある。円の国際化 を阻害する要因を排除するという観点からも、適格な非居住者は広く非課 税制度の適用を受けられるよう手続きを簡素化する。

なお、この場合の簡素化した手続きを補完するためにも、居住者に対しては源泉課税の見直し、納税者番号制度の導入が求められる。

# 〇エンジェル税制の拡充

活力ある日本経済の担い手として、ベンチャー企業を育成していく必要がある。そのために、エンジェル税制の拡充が有効である。

現行のエンジェル税制について、株式譲渡益との損益通算期間延長などの拡充を行うとともに、ベンチャー企業への投資から生じた損失とその他の所得との損益通算を可能とする。将来的には総合課税とすることで損益通算の問題を解決する。

また、その他にベンチャー企業に対する投資額の一定割合の税額控除、 上場株式などの譲渡益をベンチャーキャピタル・ファンドや創業期企業に再 投資した場合の株式譲渡益課税の繰り延べ措置などを導入する。

## 〇ストックオプション税制の拡充

わが国においても、企業評価の基準の一つとして株式時価総額が使われるようになってきている。ストックオプション制度の導入は、経営者や従業員が、株価を通じて自社業績を強く意識するようになることから、企業価値を増大させる経営につながることが期待される。

従って、ストックオプション制度普及の観点から、税制上優遇される年間の権利行使額(現行は 1,000 万円)を引き上げる。

なお、産業活力再生特別措置法(2003年までの時限立法)により、一定の要件を満たす企業については、制度上の問題点(子会社の役員・従業員

への適用拡大)が改善されたが、これを特例ではなく一般的な制度とする。

#### 5. その他

## ○現行目的税制度の見直し

目的税制度は、受益に応じた負担を求めることができるとの優れた点もある一方、特定財源として予算配分を硬直化させ、資源配分を著しく歪めるなどの弊害が指摘されている。公的部門の歳出削減が要請される中で、目的税については使途実態の詳細な検証を踏まえた上で見直しを行う必要がある。また、役割を終えた目的税については廃止すべきである。

# 〇寄付税制

民間が主導する社会においては、国民が自発的な社会貢献を容易に行える環境の整備が求められる。

従って、個人や企業が行う寄付については、個人の所得控除制度および 法人の損金算入限度枠をそれぞれ拡充する。

また、このところNPO(Non-Profit Organization)、NGO

(Non-Governmental Organization)などの活動が活発化する中で、これらを 社会の公益的ニーズを満たす活動を担う主体として認知し、その公益的活動を支援する観点から、税制上の優遇措置を創設する。

## 〇電子商取引課税

急速なIT革命が進行する中、電子商取引課税については、各国間の協調体制の下で検討が進められている最中である。既存の税制で規定されている地理的・物理的な概念あるいは契約締結の概念が、電子商取引では不明確になるため税制の見直しが不可欠となる。なお、その場合には通常の商取引と電子商取引の間の公平性を保つことも重要であり、また、電子商取引はグローバルな取引に活用されることから、その整備については、国際的整合性の観点が必須となる。

従って、電子商取引については拙速な課税は避け、当面は民間の自由な 電子商取引の進展を阻害しないことを眼目とし、国際的な整合性を重視し つつ十分に検討されることが望まれる。

## 〇環境関連税制

21世紀を迎えるにあたり、これからの経済システムは環境への配慮を強く意識したものとしなければならず、環境関連税制については、今後わが国でも引き続き十分に検討していく必要がある。その際注意すべきは、第一に、環境関連税制の目的を、環境悪化を軽減することに置くかあるいは環境対策の財源確保に置くかを明確にすること、第二に、既存の関連諸税の整理・見直しを含め、税制全体としての整合性を考慮すること、そして第三

に、課税にあたっては国際的な整合性について十分な配慮を払うことである。

以上